



群馬労働局の取組 トピックス (令和7年5月14日配信)

- ①働き方改革推進支援助成金の内容等が一部リニューアル！
- ②働き方改革推進支援助成金のその他のコースをご紹介します！

発信者 雇用環境・均等室



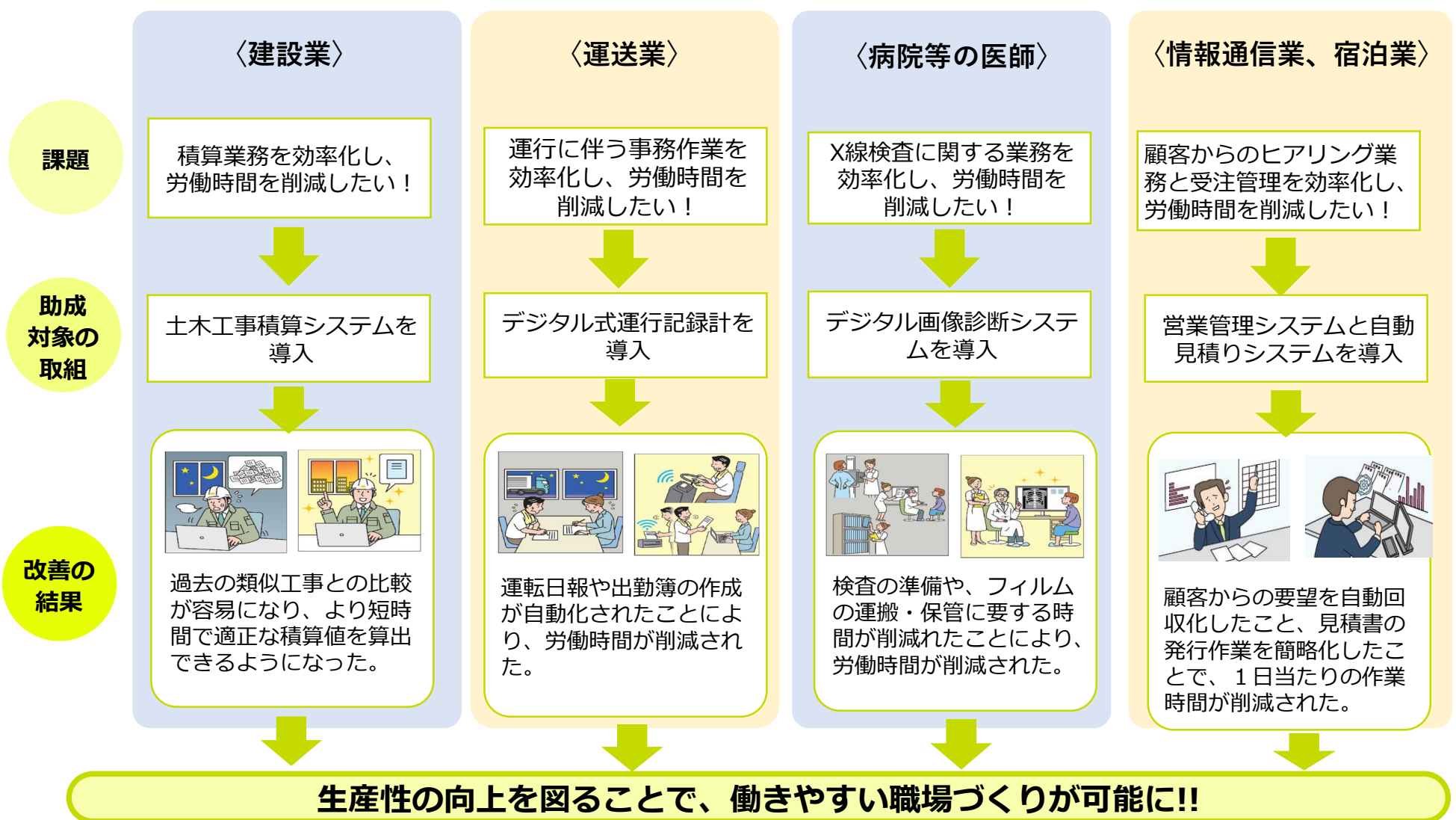
○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

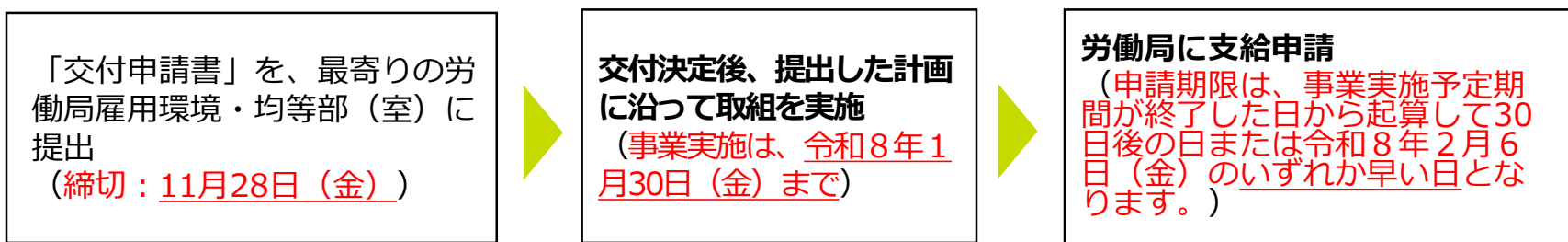
① 働き方改革推進支援助成金の内容等が一部リニューアル！ ～「業種別課題対応コース（長時間労働等の課題を抱える業種向け）」～

「業種別課題対応コース」に**情報通信業、宿泊業**が追加されました。

課題別にみる助成金の活用事例



ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月28日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

② 働き方改革推進支援助成金のその他のコースをご紹介します！

【1. 労働時間短縮・年休促進支援コース】

労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対し助成します。

成果目標	助成上限額
① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減（※） ② 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入 ③ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入 【賃上げ加算】 上記①から③の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上5%以上または7%以上引き上げることを成果目標に加えることができます。	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：150万円 月80H超→月60～80H：50万円 月60～80H→月60H以下：100万円) ②25万円 ③25万円 賃上げ加算の要件を満たす場合は、引上げ額及び対象人数に応じて上限額が加算されます。

※ 成果目標①について、改善事業の取組前1年間で時間外・休日労働の実績が無いこと、労働契約上の所定労働時間が短時間の労働者等しか在籍しておらず、1か月の時間外・休日労働時間が60時間を超える見込みがない等、時間外労働の削減その他労働時間等の設定の改善の成果が期待できない場合は、交付決定できません。

【2. 勤務間インターバル導入コース】

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成します。

成果目標	助成上限額
所属労働者の半数を超える労働者を対象に、休憩時間数を9時間以上とする勤務間インターバル制度を導入（※） 上記1同様の賃上げ加算あり	新たに勤務間インターバル制度を導入した場合、時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円 賃上げ加算の要件を満たす場合は、引上げ額及び対象人数に応じて上限額が加算されます。

※ 全ての指定対象事業場において、令和7年4月1日以前2年間において、月45時間（1年単位の変形労働時間制により労働する労働者においては月42時間）を超える時間外労働（法定労働時間を超えるものをいう。また、休日労働時間は含まない。）の実態があることが、原則として必要です。

1 及び 2 の助成対象となる取組（労働時間短縮や生産性向上に向けた取組）

- ①労働管理担当者に対する研修
- ②労働者に対する研修、周知・啓発
- ③外部専門家によるコンサルティング
- ④就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤人材確保に向けた取組
- ⑥労務管理用機器等の導入・更新
- ⑦労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新

※助成率は、費用の3/4（事業規模30名以下かつ上記⑥～⑦の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成）

【3. 団体推進コース】

傘下企業の労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む事業主団体に対し助成します。

成果目標	助成上限額
事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用	上限額：500万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上） 上限額：1,000万円

3 の助成対象となる取組

- ①市場調査
- ②新ビジネスモデルの開発、実験
- ③材料費、光熱水費、在庫などの費用の低減実験
- ④労働時間などの設定改善に向けた取引先との調整
- ⑤展示会開催
- ⑥好事例の周知、普及啓発
- ⑦セミナーの開催
- ⑧巡回指導、相談窓口の設置
- ⑨構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 等

詳細はこちらのページの「働き方改革推進支援助成金」をご参照ください。（厚生労働省ホームページ）



厚生労働省

群馬労働局

雇用環境・均等室